

## 厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎等の所定の疾病を発症した場合、施設内での治療について評価されるものです。

ひぐらしの里では所定疾患Ⅱを算定しています。

平成30年度

(平成30年4月～平成31年3月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	日数	10	12	0	3	98	24	11	20	32	32	27	20
	人数	2	2	0	1	18	4	2	5	5	5	4	4
尿路感染	日数	7	0	0	2	15	23	21	16	24	18	38	36
	人数	1	0	0	1	3	4	4	3	4	3	6	6
带状疱疹	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 抗生剤投与・XP・CT・血液検査 等 実施しました。